

6・4 中東における航行安全問題

6・4・1 中東における日本関係船舶の航行安全に関する日本政府の対応等

2019年6月に当協会会員の運航ケミカルタンカーがオマーン湾にて攻撃を受けたこともあり、政府内にて検討されてきた航行安全の確保に関して、中東海域における日本船舶の安全を確保するために、同年12月27日に、自衛隊の派遣が決定した。

自衛隊のP3C哨戒機は2020年1月から、護衛艦は2月から、派遣が開始された。2022年からは海賊対処行動のアセットを援用するとして、護衛艦の専属派遣は中止された。

派遣目的は、自衛隊法第27条に基づく調査研究(情報収集)であるが、不測の事態における防護の対象(日本関係船)は、日本籍船、日本人配乗船、日本の会社の運航船、日本向け貨物搭載船である(ケースに応じた対応となる)。

これに伴い、当該海域に入域する当協会会員の運航船については、国土交通省に対し、入域通報を行っている。

この自衛隊の派遣については毎年期間が延長されてきたが、2023年11月7日の閣議において延長が決定された。この自衛隊の活動は海賊対処行動のアセットを活用するため、当協会はHPに次の会長コメントを掲載した。

「11月7日の閣議において「海賊対処行動」および「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」の1年間の延長が決定されました。

我が国海外航海運業界としては、ソマリア沖・アデン湾における潜在的な海賊の脅威は引き続き存在することから、自衛隊および海上保安庁による海賊対処行動は必要不可欠であると考えます。

加えて、ホルムズ海峡およびオマーン湾等、緊張状態にある中東地域における、自衛隊による情報収集活動も我が国商船隊の安全航行に重要であるため、これらが継続されることを歓迎するとともに、引き続き、政府と緊密に情報の共有・連携を行い、安全対策を徹底しつつ、我が国に必要な物資を確実に輸送するとの社会的責任を果たすため、あらゆる努力を行っていく所存です。」

なお、期限が延長されたこれらの活動について護衛艦1隻、P-3C哨戒機1機体制で実施されている。